

第2回川口市市民投票条例策定委員会 会議録

会議の名称	第2回 川口市市民投票条例策定委員会
開催日時	平成24年2月28日(火) 午後6時30分から午後7時50分
開催場所	西公民館 会議室3号
出席者	(委員長) 金井委員長 (副委員長) 三宅副委員長、齋藤副委員長 (委員) 小森委員、水野委員、松本委員、駒見委員、山野委員、 藤波委員、加藤委員、稲川委員、芝崎委員、板橋委員、 小林委員、近藤委員、
会議内容	○素案について ○今後の予定について
会議資料	1 川口市市民投票条例策定における検討事項 2 川口市市民投票条例素案の構成 3 川口市市民投票条例素案 4 川口市市民投票条例策定における重要項目 5 川口市市民投票条例策定委員会 重要項目 「市民投票に付することができる事項」 6 川口市市民投票条例策定委員会開催予定 7 各市市民投票条例比較 8 他市の市民投票条例(富士見市、広島市、坂戸市、豊中市、川崎市) 9 川口市市民投票条例参考資料(引用条文等)
発言内容	■ 1 開会(午後6時30分) ○事務局 本日はまだ傍聴希望者がいないが、希望者があった場合は、その都度入室いただく。 それでは、これより第2回川口市市民投票条例策定委員会を開会する。 本日の出席者は全員であるので、川口市市民投票条例策定委員会条例第7条第2項の規定により、この会議は成立している。 本日の議題は、「素案について」と「今後の予定について」である。 (机上配付の資料確認) ■ 2 素案について ○委員長 前回の会議で、審議の進め方として、素案をもとに検討していくこととなったため、事務局と相談し、たたき台となる素案を作成して本日配付している。 資料がたくさんあるが、すべて素案と関連するので、事務局から一括し

	て説明をお願いします。 ○事務局 資料１については、市民投票条例策定における検討事項を整理したものである。表の真ん中の主な事項が今後検討いただく事項である。 資料２については、条例素案２３条の構成と重要項目の区分を整理したものである。 資料３は、条例素案の前文である。 （素案全文を読む） 資料４については、検討項目と条例素案の関連規定を整理したものである。 資料５は、重要項目１市民投票に付することができる事項の趣旨、素案の条文、検討事項をまとめたものである。このような資料を項目ごとに提案するので、これにより重要項目の検討をいただく予定である。 資料６は、委員会の開催予定をまとめたものである。 資料７は、参考として、７－１が各市の条例の比較表、７－２以降は他市の条例全文で制定の古い順となっている。 資料８については、参考資料として、条例素案の引用条文等をまとめたものである。 ○委員長 ただいまの説明に関して、意見、質問をお願いします。 ○委員 条例策定にあたって、私が考えている重要な項目が素案で示されているので、この案のとおり議論を進めていきたい。 ○委員 資料７－１で比較している市の人口規模、有権者数などを記載してもらいたい。 ○委員 他市に比べて条例素案は、簡潔明瞭で良いと思う。条文の量もこの程度を目標に策定したい。 ○委員
--	--

	資料 7 - 1 の他市との比較表を A 3 の 1 枚にして、分類ごとに条文も入っていると分かりやすい。 ○ 委員 他市の例を見ても、最近の条例は簡潔である。この条例も簡潔明瞭を目標に策定したい。 ○ 委員長 簡潔であるということは、規則に委任することが多くなるということもある。よく精査する必要がある。 ○ 委員 規則もこの委員会で策定するのか。 ○ 事務局 この委員会では、条例で定める重要事項を検討いただくので、事務的なことを規定する規則は、条例案を策定いただいた後事務局が作成する。 ○ 委員長 時期的には、条例施行後になるのか。 ○ 事務局 条例と規則と一緒に議会に上程することとなるので、同時期となる。 ○ 委員長 市長規則ということか。 ○ 事務局 そうである。 ○ 委員 市長規則の概念の説明をお願いしたい。 ○ 事務局 市には、市長のほか教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会などの執行機関があり、教育長、選挙管理委員会委員長などそれぞれの機関の長が
--	--

	権限を持って規則や規程を定めている。市民投票の事務は選挙管理委員会に委託することを考えているが、規則については市長が定めるものと考えている。 ○委員 素案第20条によると、投票結果に拘束されることはないのか。 ○事務局 自治基本条例第30条第2項に、市は、市民投票の結果を尊重しなければならないと定められていることから、ここでも同様の規定としている。 ○委員長 この点については内容に関わる重要な項目であり、結果を尊重とするのか、拘束力を持たせるのか、また、地方自治法上拘束力を持たせることが可能なのか、中身について議論の必要があると思われる。 自治基本条例では尊重と規定されているが、実態に即しているかについて議論することはできる。 学者説では、拘束力を持たせることは難しいと言われている。 ○委員 学者説の根拠は何か。 ○副委員長 地方自治法上の意思決定は、議会の条例制定と市長の規則制定が前提であるためである。 ○委員長 法にはいろいろな説があり、余地がある。つまり、日本の制度では、住民の意向が決まるものとして例えばリコールがあるが、これは法に定められている。法で定められていないものは、市長の権限という理解である。それは、議会の権限は限定列挙されており、法で定められているからであるということが大方の理解である。 ○委員長 条例素案第3条は、内容が分かりづらい。 検討する際には、分かりやすい資料を作成してもらいたい。
--	--

	○事務局 この中に出てくる公職選挙法や政治資金規正法などの引用条文を資料 8 にまとめているが、これとは別に第 3 条で規定されていることが具体的にどういう内容なのか、分かりやすくした形の資料を用意する。 ○副委員長 条例素案第 16 条で、投票資格者の意思が拘束されるような運動が起こった場合、どうなるのか。今後議論することになるのだろう。 ○事務局 罰則規定はないが、このようなことを守っていただきたいということである。 ○委員 第 4 条に規定されている市民の発議 6 分の 1 や議員提案の 12 分の 1 という数字には根拠となるものがあるのか。 ○事務局 地方自治法や合併特例法の規定を参考にしている。 ○委員長 他の法律等に拘ることなく、川口市の市民投票に適したものを策定していくことで良い。 ○委員 今の件に関連して、条例一つとっても、いろいろな法律との関係がある。そもそもこれから策定する市民投票条例は、公職選挙法を始め選挙制度に近いものにするのか、あるいは、住民の参加という点に重きを置くのか、考え方の議論はどうか。 ○委員長 公職選挙法に近いものにするのか、また違うものにするのかは重要なところである。日本の公職選挙法は詳細に規定されており、それが故厳しすぎて選挙活動が沈滞しているともいわれている。詳細になったのは、法律で定めることを日本国民が求めていったことだとすれば、川口市民は何を
--	---

	求めるか、この市民投票条例はどうするのか、議論の余地はある。 ただし、罰則規定を規則で定めることはできない。 この条例素案は、どのような考えのもと作成したか。 ○事務局 住民の意思を把握する手段は、パブリックコメントや市長への手紙など他にもあるが、その手段よりも厳格に、間接民主制を補完するということに主眼を置いたものとした。制度設計上、みなさんがどのように考えるかということは重要である。 ○委員長 効果との関係にもよるといふ考えもある。結果を拘束するのであれば、ある程度厳格に規定する必要があると思われるが、尊重であれば少し緩くしても良い。 ○副委員長 今後は、事前に資料をいただいて、当日その内容の説明があり、議論していくような進め方か。 ○事務局 そのとおり進めたい。もし、会議時間に余裕があれば、次回検討事項の資料を配付し、説明まで行いたい。 ○委員長 この素案に示した事項以外でも、委員会で議論していく中で新たな事項が上がれば、それも検討しなければならない。 ○委員 第10条第2項は、内容がわかりづらい。 ○事務局 投票資格者名簿に登録された者であっても、誤って登録された者は、投票することができない旨である。いわゆる誤載者は投票できないということである。 ○委員
--	---

	時点を入れると分かりやすくなると思う。 ○副委員長 パブリックコメントは、条文形式で行うのか。 ○事務局 条文ではなく箇条書きの分かりやすい形で公表する。 ○副委員長 条文といっても、技術上は、市の法規担当が形式を整えてくれるのだから、委員会としては、趣旨や考え方が正しいかどうかという点でこの条例素案を検討していくことでよいか。 ○事務局 委員会としては最終的に条例案を答申するが、議論では制度的に正しいものを検討いただき、条例の形にする細かい修正は法規担当等に任せていただきたいと考えている。 ■ 3 今後の予定について ○委員長 次回の日程は、どうか。 ○事務局 調整の結果、4月6日（金）でお願いする。 ○委員長 それでは、次回は、4月6日（金）午後6時30分から開催する。 ■ 4 閉会（午後7時50分） ○委員長 では本日の委員会は、以上で閉会とする。 以上
次回以降日程	次回 4月6日 午後6時30分から 西公民館

